（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の四　森林環境譲与税の基準税額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二十九条の規定によつて森林環境譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三十条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された森林環境譲与税の額の合算額に一・五〇〇を乗じて得た額とする。

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第三十一条　［略］

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二百九十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

市町村の市町村税課税状況調第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の数に二、五八八円を乗じて得た額

［二　略］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　市町村の当該年度に係る基準税額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛（143,100円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.986－F＋G］×0.75

143,100円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（143,100円×α）×A及び｛（143,100円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c＋d＋e＋f）×1.039

［略］

D　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「地方税法第37条の２第１項第３号及び第４号又は第314条の７第１項第３号及び第４号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控除額（千円）」欄の当該市町村の額を控除した額に1.000（ただし、特別区にあつては1.005）を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の四　森林環境譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　四、〇〇〇、〇〇〇千円に二分の一を乗じて得た額を都道府県譲与基準面積によつて按分した額

二　四、〇〇〇、〇〇〇千円に五分の一を乗じて得た額を都道府県譲与基準従業者数によつて按分した額

三　四、〇〇〇、〇〇〇千円に十分の三を乗じて得た額を都道府県譲与基準人口によつて按分した額

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第三十一条　［同上］

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二百九十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

市町村の市町村税課税状況調第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の数に二、五八六円を乗じて得た額

［二　同上］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　市町村の当該年度に係る基準税額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛（141,300円×α×A）＋B－C－D－E｝×0.985－F＋G］×0.75

141,300円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（141,300円×α）×A及び｛（141,300円×α）×A）＋B－C－D－E｝×0.985に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c＋d＋e＋f）×1.057

［同左］

D　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「地方税法第37条の２第１項第３号及び第４号又は第314条の７第１項第３号及び第４号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控除額（千円）」欄の当該市町村の額を控除した額に1.000（ただし、特別区にあつては1.150）を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）